

取引参加者規程

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 取引資格の取得
- 第 3 章 取引参加者の義務等
- 第 4 章 取引資格の喪失
- 第 5 章 取引参加者の処分及び処置等
- 第 6 章 仲介
- 第 7 章 雑則

付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、業務規程第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、当取引所の取引参加者に関して必要な事項を定める。

2 この規程の変更は、取締役会の決議をもって行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

一部改正〔平成 21 年 1 月 5 日〕

(取引参加者)

第 2 条 取引参加者は、総合取引参加者、国債先物等取引参加者、指数先物等取引参加者、有価証券オプション取引参加者の 4 種類とする。

2 総合取引参加者とは、当取引所の市場において、有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「総合取引資格」という。）を有する者をいう。

3 国債先物等取引参加者とは、当取引所の市場における次の各号に掲げる取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「国債先物等取引資格」という。）を有する者をいう。

(1) 国債証券先物取引（国債証券の標準物に係る金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 2 条第 21 項第 1 号に掲げる取引又は当該標準物の価格に係る同項第 2 号に掲げる取引をいう。以下同じ。）

(2) 国債証券先物オプション取引（法第 2 条第 21 項第 3 号に掲げる取引のうち国債証券先物取引に係るものをいう。以下同じ。）

4 指数先物等取引参加者とは、当取引所の市場における次の各号に掲げる取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「指数先物等取引資格」という。）を有する者をいう。

(1) 指数先物取引（法第 2 条第 21 項第 2 号に掲げる取引のうち指数に係るものをいう。以下同じ。）

(2) 指数オプション取引（法第 2 条第 21 項第 3 号に掲げる取引のうち同項第 2 号に掲げる取引に準ずる取引として業務規程に定める取引（指数に係る取引に限る。）に係るものをいう。以下同じ。）

5 有価証券オプション取引参加者とは、当取引所の市場において、有価証券オプション取引（法第 2 条第 21 項第 3 号に掲げる取引のうち有価証券の売買に係るものをいい、有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「有価証券オプション取引資格」という。）を有する者をいう。

6 取引参加者は、同一種類の取引資格を二以上有することができない。

7 取引参加者は、総合取引資格とそれ以外の取引資格を同時に有することはできない。

一部改正〔平成 15 年 1 月 6 日、平成 15 年 1 月 14 日、平成 19 年 9 月 30 日、平成 20 年 6 月 16 日、平成 21 年 3 月 23 日〕

(当取引所の市場における有価証券の売買等の態様)

第 2 条の 2 取引参加者は、その有する清算資格（株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の業務方法書に規定する清算資格をいう。以下同じ。）に係る当取引所の市場における有価証券の売買等（当該取引参加者が有する取引資格の種類に係るものに限る。以

下この条において同じ。)については、自らの名においてこれを行うものとする。

- 2 取引参加者は、その有しない清算資格の種類に係る当取引所の市場における有価証券の売買等については、指定清算参加者（第24条の4に定める指定清算参加者をいう。第5条において同じ。）に対する有価証券等清算取次ぎの委託を行うものとする。

追加〔平成15年1月6日〕、一部改正〔平成15年1月14日、平成15年4月1日、平成16年2月2日〕

（公正な価格形成と円滑な流通の確保等）

第3条 取引参加者は、当取引所の市場における公正な価格形成と円滑な流通を確保し、もって当取引所の取引所金融商品市場としての機能の維持及び向上に努めるものとする。

- 2 取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買等を重要な業務とする者でなければならない。

一部改正〔平成19年9月30日〕

第2章 取引資格の取得

（取引資格の取得の申請及び承認）

第4条 取引資格を取得しようとする者は、取得しようとする取引資格の種類ごとに、当取引所が定めるところにより、当取引所に取引資格の取得の申請を行わなければならない。

- 2 当取引所は、次の各号に掲げる取引資格の区分に従い、当該各号に定める者であって、当取引所が定めるところによる審査により適当であると認める者に対して、取引資格の取得の承認を行う。

（1）総合取引資格、指数先物等取引資格又は有価証券オプション取引資格 次の a 又は b に該当する者

a 金融商品取引業者（法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。次号において同じ。）

b 取引所取引許可業者

（2）国債先物等取引資格 次の a から c までのいずれかに該当する者

a 金融商品取引業者

b 取引所取引許可業者

c 登録金融機関

- 3 前項の承認は、取引資格を取得すべき期日を指定して行う。

- 4 当取引所は、第2項の規定に基づき総合取引資格の取得を承認した場合は各取引参加者に、同項の規定に基づきそれ以外の取引資格の取得を承認した場合は各総合取引参加者及び当該取引資格を有する各取引参加者に、その旨を通知する。

一部改正〔平成19年9月30日、平成20年6月16日、平成21年2月9日〕

（取引資格の取得手続の履行）

第5条 当取引所が前条第2項の規定により取引資格の取得の承認を行ったときは、当取引所は、同条第3項の規定により当取引所が指定した期日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）までに、取引資格の取得申請者をして、入会金の納入、取引参加者契約の締結、取得しようとする取引資格の種類に係る清算資格のうち現に有しないものの取得手続（当該清算資格を新たに取得しない場合にあつては、第24条の3及び第24条の4の規定により必要となる清算受託契約の締結及び指定清算参加者の指定）、信認金の預託、取引参加者保証金の預託その他当取引所が定める取引資格の取得手続を履行させるものとする。

- 2 入会金の額は、当取引所が規則により定める。

- 3 取引資格の取得申請者が第33条に定めるところにより取引参加権の譲渡又は合併若しくは分割による取引参加権の承継を受けて取引資格を取得する場合においては、第1項の規定にかかわらず、入会金の納入を要しない。

- 4 取引資格の取得申請者（取引所取引許可業者に限る。）が取引参加者（取引所取引許可業者に限る。）の取引資格の喪失と同時に当該取引資格と同種の取引資格を取得する場合で、当取引所が定めるところにより取引資格を喪失する取引参加者と取引資格の取得申請者の実態に差異がないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、入会金の納入を要しない。

- 5 第1項の場合において、取引参加者が新たに取引資格を取得する場合は、現に預託している信認金及び取引参加者保証金をもって新たに取得する取引資格に係る信認金及び取引参加者保証金に充

当することができる。

6 第 1 項の場合において、取引資格の取得申請者が取引参加者から分割により事業を承継し、又は事業を譲り受け、当該取引参加者の取引資格の喪失と同時に当該取引資格と同種の取引資格を取得する場合で、当取引所が定めるところにより取引資格を喪失する取引参加者と取引資格の取得申請者の実態に差異がないと認めるときは、当該取引資格を喪失する取引参加者が現に預託している信認金及び取引参加者保証金をもって取引資格の取得申請者が預託すべき信認金及び取引参加者保証金に充当することができる。

7 取引資格の取得申請者が前条第 3 項の規定により当取引所が指定した期日の前日までに、第 1 項の手続を履行しないときは、その取引資格の取得申請を取り下げたものとみなす。

一部改正〔平成15年 1 月14日、平成16年 2 月 2 日、平成17年12月12日、平成18年 5 月 1 日、平成21年 2 月 9 日〕

(取引資格取得の日)

第 6 条 当取引所は、取引資格の取得申請者が前条第 1 項の規定による手続を履行したときは、第 4 条第 3 項の規定により当取引所が指定した期日に当該申請に係る取引資格を付与する。

2 当取引所は、前項の規定により取引資格の取得申請者に取引資格を付与したときは、その旨を公告するとともに、取引資格を取得した取引参加者に対し取引参加者証を交付する。ただし、取引資格を取得した取引所取引許可業者（以下「リモート取引参加者」という。）に係る公告は、行わない。

3 取引参加者証に関し必要な事項は、当取引所が定める。

一部改正〔平成21年 2 月 9 日〕

第 3 章 取引参加者の義務等

第 1 節 通則

追加〔平成15年 1 月14日〕

(取引参加者契約の締結)

第 7 条 取引参加者は、当取引所との間で、当取引所が定める取引参加者契約を締結しなければならない。

(取引参加者代表者)

第 8 条 取引参加者は、その代表取締役又は代表執行役（取引参加者が、リモート取引参加者以外の外国法人の場合は、日本における代表者で、かつ、取締役又は執行役と同等以上の地位にある者、リモート取引参加者の場合は、取締役又は執行役と同等以上の地位にある者）のうちから、当取引所において当該取引参加者を代表するのに適当な者 1 人を、当取引所が定めるところにより、あらかじめ取引参加者代表者として当取引所に届け出なければならない。

2 取引参加者と当取引所との関係においては、取引参加者代表者のみが当該取引参加者を代表するものとする。ただし、日常業務に関しては、あらかじめその範囲を明確にして、当取引所に届け出た日常業務代行者をして行わせることができる。

一部改正〔平成15年 4 月 1 日、平成19年 9 月30日、平成21年 2 月 9 日〕

(法令遵守責任者)

第 8 条の 2 リモート取引参加者は、当取引所が定めるところにより、その取締役又は執行役と同等以上の地位にある者のうちから 1 名を法令遵守責任者（当該リモート取引参加者の役職員に対し、法及びその関係法令（以下「法令」という。）、法令に基づく行政官庁の処分及び当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則並びに取引の信義則の遵守（以下「法令等の遵守」という。）を徹底し、内部管理体制の整備に努めるとともに、法令等の遵守に関し当取引所と適切な連絡及び調整を行う者をいう。）として当取引所に申請し、承認を受けなければならない。

追加〔平成21年 2 月 9 日〕

(役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係)

第 9 条 当取引所は、取引参加者の役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係が当取引所の市場の運営にかんがみて適当でないと認めるときは、当該取引参加者を審問のうえ、理由を示して、その変更を請求することができる。ただし、当該取引参加者が陳述書を提出したときは、その提出をもって、審問に代えることができる。

2 当取引所は、取引参加者が正当な理由がないにもかかわらず前項の審問に応じない場合には、審

間を行わずに同項の変更請求を行うことができる。

3 取引参加者は、第 1 項の変更請求が不当であると認めるときは、変更請求の通知を受けた日から 10 日以内に、当取引所に対し書面をもって、理由を示して、異議の申立てを行うことができる。

4 当取引所は、前項の異議の申立てを受理した場合において、第 1 項の変更請求を変更し、又は取り消すことが適当であると認めたときは、直ちに第 1 項の請求を変更し、又は取り消すものとする。
一部改正〔平成19年11月1日〕

(連絡事務所)

第10条 取引参加者は、本店その他の営業所又は主たる事務所（取引参加者が外国法人の場合は、国内における主たる営業所又は事務所）で、当取引所との連絡上便利な場所にあるもののうちから、当取引所からの通知を受ける場所 1 か所を連絡事務所として当取引所に届け出なければならない。ただし、国内に事務所を有しないリモート取引参加者は、これに代えて、法第60条の 2 第 1 項に規定する国内における代表者の氏名及び住所を届け出るものとする。

一部改正〔平成19年9月30日、平成21年2月9日〕

(取引参加料金の納入)

第11条 取引参加者は、取引参加料金を、当取引所が規則で定めるところにより、当取引所に納入しなければならない。

一部改正〔平成17年4月1日〕

(取消料の納入)

第11条の 2 過誤のある注文により有価証券の売買等が成立した場合において、当該売買等の取消しが行われたときは、当該過誤のある注文を発注した取引参加者は、当該売買等の取消しに係る取消料を、当取引所が規則で定めるところにより、当取引所に納入しなければならない。

追加〔平成19年9月30日〕

(信認金の預託等)

第12条 取引参加者は、信認金を、当取引所が定めるところにより、当取引所に預託しなければならない。

2 信認金の額は、300万円とする。

3 信認金は、当取引所が定めるところに従い、有価証券をもって代用預託することができる。ただし、リモート取引参加者については、この限りでない。

4 当取引所は、信認金を他の財産と区別して保管し、次の各号に定める方法により運用するものとする。

(1) 国債証券又は地方債証券の買入れ

(2) 銀行預金

(3) 信託業務を営む銀行への金銭信託

一部改正〔平成17年4月1日、平成21年2月9日〕

(取引参加者保証金の預託)

第13条 取引参加者は、第11条の規定に基づく取引参加料金を係る債務の履行を確保するための取引参加者保証金を、当取引所が規則で定めるところにより、当取引所に預託しなければならない。

2 取引参加者保証金は、当取引所が定めるところに従い、有価証券をもって代用預託することができる。ただし、リモート取引参加者については、この限りでない。

一部改正〔平成17年4月1日、平成21年2月9日〕

(信認金の返還請求権の譲渡の禁止等)

第14条 取引参加者は、信認金及び取引参加者保証金の返還請求権を、他の者に譲渡し、譲渡の予約をし、又は担保の目的に供することはできない。

(市場施設利用に関する責任の所在)

第15条 当取引所は、取引参加者が業務上当取引所の市場の施設の利用に関して損害を受けることがあっても、当取引所に故意又は重過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに任じない。

(合併等について承認を受ける義務)

第16条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ当取引所の承認を受けなければならない。

(1) 当該取引参加者が他の法人と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併（次条第 6

号及び第 9 号に掲げるものを除く。)

- (2) 分割による事業（登録金融機関にあっては、登録金融機関業務をいう。以下次条までにおいて同じ。）の一部の他の法人への承継（次条第 9 号に掲げるものを除く。）
 - (3) 分割による事業の全部又は一部の他の法人からの承継（次条第 7 号、第 9 号及び第 10 号に掲げるものを除く。）
 - (4) 事業の一部の譲渡（次条第 9 号に掲げるものを除く。）
 - (5) 事業の全部又は一部の譲受け（次条第 8 号、第 9 号及び第 11 号に掲げるものを除く。）
- 2 取引参加者は、前項の承認を受けようとする場合には、当取引所が定めるところにより、当取引所に通知及び申請を行わなければならない。
- 3 当取引所は、第 4 条第 2 項に規定する審査に準じて審査を行い、第 1 項各号の行為が当取引所の市場の運営にかんがみて適当でないとき認められるときは、当該取引参加者を審問のうえ、同項の承認を与えないことができる。
- 4 第 9 条第 1 項ただし書及び第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の不承認について準用する。
- 5 取引参加者は、第 1 項の承認を受けた場合において、財務状況その他の当取引所が必要と認める事項について当取引所から報告を求められたときは、直ちにその内容を当取引所に報告しなければならない。

一部改正〔平成 18 年 5 月 1 日、平成 19 年 5 月 21 日、平成 19 年 9 月 30 日、平成 19 年 11 月 1 日〕

（届出事項）

第 17 条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめその内容を当取引所に届け出なければならない。

- (1) 業務（金融商品取引業者にあっては、法第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる業務をいい、取引所取引許可業者にあっては、取引所取引業務をいい、登録金融機関にあっては、登録金融機関業務をいう。）の廃止
- (2) 当該取引参加者が他の法人と合併して消滅することとなる場合の当該合併及び当該取引参加者が他の法人と合併して法人を設立する場合の当該合併
- (3) 合併及び破産手続開始の決定以外の事由による解散
- (4) 分割による事業の全部の他の法人への承継
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 当該取引参加者が他の取引参加者と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併
- (7) 分割による事業の全部の他の取引参加者からの承継
- (8) 事業の全部の他の取引参加者からの譲受け
- (9) 前条第 1 項各号に掲げる行為で、会社法（平成 17 年法律第 86 号）において株主総会の決議による承認を要しないとされているもののうち、当取引所が別に定めるもの（株式会社以外の者にあっては、これと同程度のもの）
- (10) 分割による事業の全部又は一部の完全子会社からの承継
- (11) 事業の全部又は一部の完全子会社からの譲受け
- (12) 商号又は名称の変更（英文の商号又は名称の変更を含む。）
- (13) 役員の変更

一部改正〔平成 17 年 1 月 1 日、平成 17 年 4 月 1 日、平成 18 年 5 月 1 日、平成 19 年 5 月 21 日、平成 19 年 9 月 30 日、平成 21 年 2 月 9 日、平成 21 年 11 月 24 日〕

（報告事項）

第 18 条 取引参加者は、当取引所が定める場合に該当することとなったときは、直ちにその内容を当取引所に報告しなければならない。

（取引参加者の調査）

第 19 条 当取引所は、次の各号に掲げる場合その他当取引所の市場の運営上必要があると認める場合は、取引参加者に対し、当該取引参加者の業務又は財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当該取引参加者の業務若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

- (1) 取引参加者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の準則若しくはこれらに基づく処分又は取引の信義則の遵守の状況の調査を行う

場合

- (2) 取引参加者の財務状況の調査を行う場合
- (3) 当取引所の市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査を行う場合
- (4) 他の金融商品取引所又は金融商品取引業協会（これらに相当する外国の団体を含む。）から有価証券の売買その他の取引等の公正の確保を図るための調査に関し、情報提供の要請があった場合において、当取引所が当該要請に応じることが相当と認める場合

2 取引参加者は、前項の規定による報告又は資料の提出の請求を受けたときは、当取引所が定める方法により遅滞なくこれを行わなければならない。

一部改正〔平成19年9月30日、平成19年11月1日、平成21年2月9日〕

（広告に関する規制）

第20条 取引参加者が行う広告については、当取引所が定めるところによるものとする。

（受託に際しての調査義務）

第21条 取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買等の委託（有価証券等清算取次ぎの委託を除く。）を受けるときは、あらかじめ顧客の住所、氏名その他当取引所が定める事項を調査しなければならない。

一部改正〔平成15年1月6日〕

（他の取引参加者の役員又は従業員からの受託の制限）

第22条 取引参加者は、他の取引参加者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。）又は従業員である者から、当該役員又は従業員が当該他の取引参加者の役員又は従業員であることを知りながら、当該他の取引参加者が有する取引資格の種類に係る有価証券の売買等の委託を受けることはできない。ただし、当該他の取引参加者から書面若しくは電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ている場合又は国債証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券（内国商品信託受益証券に限る。）若しくは外国受益証券発行信託の受益証券の売買の委託を受ける場合は、この限りでない。

一部改正〔平成14年2月1日、平成15年1月6日、平成15年5月1日、平成18年5月1日、平成20年11月10日〕

（売買管理体制の整備）

第22条の2 取引参加者は、当取引所が定めるところにより、不公正取引の防止に関する売買管理体制を整備しなければならない。

追加〔平成18年6月1日〕、一部改正〔平成19年12月1日〕

（注文管理体制の整備）

第22条の3 取引参加者は、当取引所が定めるところにより、過誤のある注文の受託及び発注を防止するための注文管理体制を整備しなければならない。

追加〔平成18年5月1日〕

（上場適格性調査体制の整備）

第22条の4 幹事取引参加者（有価証券上場規程第2条第24号に定める幹事取引参加者をいう。）は、当取引所が定めるところにより、有価証券の上場適格性に係る調査体制を整備しなければならない。

追加〔平成20年1月1日〕、一部改正〔平成21年2月9日〕

（有価証券の売買等の責任）

第23条 取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買等について、一切の責めに任じなければならない。

（過誤のある注文の公表）

第23条の2 過誤のある注文が発注された場合であって、当取引所が業務規程第77条の2の規定に基づき公表を行ったときは、当該注文を発注した取引参加者は、遅滞なく、当該注文に係る銘柄その他の当取引所が定める事項を公表しなければならない。

追加〔平成18年5月1日〕

（リモート取引参加者の受託の制限）

第23条の3 リモート取引参加者は、日本に居住する者の計算による注文と知りながら、当取引所の市場における有価証券の売買等の委託を受けることはできない。

2 リモート取引参加者は、外国に居住する顧客から当取引所の市場における有価証券の売買等の委託を受ける場合には、あらかじめ当取引所が定めるところにより申請し、当取引所の承認を受けなければならない。

3 第16条第3項から第5項までの規定は、前項の承認について準用する。

追加〔平成21年2月9日〕

(リモート取引参加者の義務等)

第23条の4 リモート取引参加者は、次の各号に掲げる事項を遵守して、業務を行わなければならない。

(1) 取引所取引業務等に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うこと。

(2) 当取引所が適当と認める役職員以外の者に、当取引所市場における有価証券の売買等に関する当取引所が定める行為を行わせないこと。

2 リモート取引参加者は、当該リモート取引参加者が行う取引所取引業務に照らして、遵守する必要があると当取引所が認める日本証券業協会の規則、理事会決議及びガイドラインを遵守しなければならない。

追加〔平成21年2月9日〕

(緊急の場合の取引参加者の業務に関する規制)

第24条 当取引所は、別に定める場合のほか、当取引所の市場の運営にかんがみて緊急の必要があると認めるときは、取引参加者の全部又は一部に対し、その業務に関して、必要かつ適当な規制を行うことができる。

一部改正〔平成19年9月30日〕

第2節 清算資格を有しない取引参加者の義務等

追加〔平成15年1月14日〕

(非清算参加者の定義)

第24条の2 現物非清算参加者とは、現物清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。以下同じ。）を有しない総合取引参加者をいう。

2 国債先物等非清算参加者とは、国債先物等清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する国債先物等清算資格をいう。以下同じ。）を有しない総合取引参加者及び国債先物等取引参加者をいう。

3 指数先物等非清算参加者とは、指数先物等清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する指数先物等清算資格をいう。以下同じ。）を有しない総合取引参加者及び指数先物等取引参加者をいう。

4 有価証券オプション非清算参加者とは、有価証券オプション清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する有価証券オプション清算資格をいう。以下同じ。）を有しない総合取引参加者及び有価証券オプション取引参加者をいう。

5 この規程においては、現物非清算参加者、国債先物等非清算参加者、指数先物等非清算参加者及び有価証券オプション非清算参加者を総称して、非清算参加者という。

追加〔平成15年1月14日〕、一部改正〔平成16年2月2日、平成20年6月16日〕

(清算受託契約の締結)

第24条の3 現物非清算参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券先物取引を除く。）に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、現物他社清算参加者（現物清算資格に係る他社清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する他社清算資格をいう。以下同じ。）を有する者をいう。以下同じ。）との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。

2 国債先物等非清算参加者は、当取引所の市場における国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、国債先物等他社清算参加者（国債先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。）との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。

3 指数先物等非清算参加者は、当取引所の市場における指数先物取引及び指数オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、指数先物等他社清算参加者（指数先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。）との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約

を締結しなければならない。

- 4 有価証券オプション非清算参加者は、当取引所の市場における有価証券オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、現物他社清算参加者及び有価証券オプション他社清算参加者（有価証券オプション清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。以下同じ。）との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。
- 5 第 2 項の規定にかかわらず、国債先物等非清算参加者である総合取引参加者は、当取引所の承認を受けた場合は、国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し清算受託契約を締結することを要しない。この場合においては、当該総合取引参加者は、これらの取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができない。
- 6 前項の規定は、指数先物等非清算参加者である総合取引参加者について準用する。この場合において、「国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引」とあるのは「指数先物取引及び指数オプション取引」と読み替えるものとする。
- 7 第 5 項の規定は、有価証券オプション非清算参加者である総合取引参加者について準用する。この場合において、「国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引」とあるのは「有価証券オプション取引」と、「これらの取引」とあるのは「有価証券オプション取引」と読み替えるものとする。

追加〔平成15年1月14日〕、一部改正〔平成16年2月2日、平成20年6月16日〕

（指定清算参加者の指定）

第24条の4 非清算参加者は、清算資格の種類ごとに、清算受託契約の相手方である他社清算参加者（現物他社清算参加者、有価証券オプション他社清算参加者、国債先物等他社清算参加者又は指数先物等他社清算参加者をいう。以下同じ。）のうちから、当該清算資格の種類に係る取引につき常に有価証券等清算取次ぎの委託先とする一の者（以下「指定清算参加者」という。）を指定しなければならない。この場合において、有価証券オプション非清算参加者が指定する現物他社清算参加者と有価証券オプション他社清算参加者は、同一の者であることを要するものとする。

- 2 前条第 5 項（同条第 6 項又は第 7 項において準用する場合を含む。）の承認を受けて清算受託契約を締結しない場合の当該清算資格の種類に係る取引については、前項の規定は適用しない。
- 3 非清算参加者は、第 1 項に規定する指定清算参加者の指定又は変更を行う場合には、あらかじめ、当取引所が定めるところにより、当取引所に申請し、承認を得なければならない。

追加〔平成15年1月14日〕、一部改正〔平成16年2月2日、平成20年6月16日〕

（清算受託契約の締結の届出）

第24条の5 非清算参加者は、清算受託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当取引所が定めるところにより、その内容を当取引所に届け出なければならない。

追加〔平成15年1月14日〕、一部改正〔平成16年2月2日〕

（清算受託契約の解約の報告）

第24条の6 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を当取引所に報告しなければならない。

（1）合意による解約

当該解約を行おうとする日の 3 日前（休業日を除外する。）の日までに報告を行う。

（2）非清算参加者が事前に他社清算参加者に対し書面により契約の解約の意思を申し出ることによる解約

当該解約の意思を申し出た後遅滞なく報告を行う。

（3）非清算参加者が事前に他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約（第 5 号に掲げる解約を除く。）

当該解約の意思の申し出を受けた後遅滞なく報告を行う。

（4）非清算参加者が有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務についての期限の利益の喪失事由に該当したことによる解約

当該解約を行おうとする日の前日までに報告を行う。

（5）非清算参加者と他社清算参加者との間で有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から清算受託契約を解約することができる条件をあらかじめ定めている場合において、当該条件に該当したことをもって非清算参加者が事前に他社清算参加者から書面

により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約（以下「特例解約」という。）

当該特例解約の意思の申し出を受けた後直ちに、かつ、当該特例解約を行おうとする日の前日までに報告を行う。

追加〔平成15年1月14日〕、一部改正〔平成16年2月2日、平成20年12月26日〕

第4章 取引資格の喪失

（取引資格の喪失申請）

第25条 取引参加者が取引資格を喪失しようとするときは、喪失しようとする取引資格の種類ごとに、当取引所が定めるところにより、当取引所に取引資格の喪失の申請を行わなければならない。

一部改正〔平成15年1月14日〕

（喪失申請者の有価証券の売買等の停止等の措置）

第26条 当取引所は、取引参加者から取引資格の喪失の申請を受理した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、その取引参加者の当該取引資格の種類に係る当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、当該取引資格の喪失申請者は、清算・決済規程第56条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

一部改正〔平成15年1月6日、平成15年1月14日〕

（喪失申請者の合併等の場合における売買等）

第27条 当取引所は、取引資格の喪失申請者が、その喪失と同時に、当該取引資格と同種の取引資格を取得する者又は当該取引資格と同種の取引資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合で、当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該取引資格の喪失申請者の当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止しないことができる。

一部改正〔平成15年1月6日、平成18年5月1日〕

（取引資格の喪失の承認）

第28条 取引資格の喪失の承認は、当取引所が将来の一定の期日を指定して行う。

2 当取引所は、総合取引資格の喪失の承認をした場合は各取引参加者に、それ以外の取引資格の喪失を承認した場合は各総合取引参加者及び当該取引資格を有する各取引参加者に、その旨を通知する。

（取引資格の喪失の際の手續）

第29条 当取引所は、取引参加者（リモート取引参加者を除く。次項において同じ。）が取引資格を喪失（取消しによる喪失を含む。以下同じ。）したときは、直ちに、取引参加者の取引資格の喪失（取引参加者（当該取引資格の種類に係る有価証券の売買等につき受託業務を行わない者を除く。）に信認金を返還する場合にあっては、取引参加者の取引資格の喪失及び当該取引参加者の信認金の返還）について公告を行うものとする。

2 取引参加者は、前項の規定による公告を行った日から6か月を経過した後でなければ、取引資格の喪失による信認金の返還を請求することができない。

3 取引参加者は、取引資格を喪失した日から2か月を経過した後でなければ、取引資格の喪失による取引参加者保証金の返還を請求することができない。

4 前項に規定する期間は、当取引所が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

5 前3項の規定にかかわらず、取引参加者は、第5条第4項（取引資格を喪失すると同時に新たに取引資格を取得する場合に限る。）及び同条第5項に規定する信認金及び取引参加者保証金の充當を行った場合は、取引資格の喪失による信認金及び取引参加者保証金の返還を請求することができない。

6 取引参加者は、取引資格を喪失するときは、当該取引資格に係る取引参加者証の当取引所への返還その他当取引所が定める手續を行わなければならない。

一部改正〔平成15年1月6日、平成17年12月12日、平成21年2月9日〕

(取引資格喪失の際の債務弁済)

第30条 取引資格を喪失した者は、当取引所から返付を受ける金銭又は有価証券をもって、その者が取引参加者として当取引所に対して負担した一切の債務の弁済に充てなければならない。

(取引資格を喪失した場合における売買等)

第31条 取引参加者が取引資格を喪失した場合においては、本人又は一般承継人は、清算・決済規程第57条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

一部改正〔平成15年1月6日、平成15年1月14日〕

第32条 削除

一部改正〔平成15年1月14日〕

(取引参加権の譲渡等)

第33条 取引参加権は、取引資格の喪失を申請した取引参加者（リモート取引参加者を除く。）が取引資格を喪失すると同時に、その喪失を条件として取引資格を取得する者（取引所取引許可業者を除く。）に対してのみ、これを譲り渡すことができる。

2 前項の譲渡は、この章及び第2章に定める手続に従い、取引資格の喪失及び取得について当取引所の承認を受けなければ、その効力を生じない。

3 前2項の規定は、合併又は分割による取引参加権の承継について準用する。

一部改正〔平成21年2月9日〕

(取引所取引許可業者と金融商品取引業者間の移行)

第33条の2 リモート取引参加者が金融商品取引業の登録を受けようとする場合又は金融商品取引業者である取引参加者が取引所取引業務の許可を受けようとする場合は、当取引所の承認を受けなければならない。

2 取引参加者は、前項の承認を受けようとする場合には、当取引所が定めるところにより、当取引所に申請を行わなければならない。

3 第16条第3項及び第4項の規定は、第1項の承認について準用する。

4 金融商品取引業の登録を受けようとするリモート取引参加者は、第1項に規定する承認を受けたときは、当該登録を受けようとする日の前日までに当取引所が規則で定める額の金銭を納入するものとする。

追加〔平成21年2月9日〕

第5章 取引参加者の処分及び処置等

(取引参加者の処分)

第34条 当取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該取引参加者を審問のうえ、当該各号に定める処分を行うことができる。

(1) 不正な手段によって取引資格を取得したときは、取引資格の取消し

(2) 第3条第2項の規定に適合しなくなったときは、取引資格の取消し

(3) 支払不能となり、容易に回復し得ない状態となったときは、取引資格の取消し

(4) 当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に関する当取引所との契約を履行しないときは、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この項において同じ。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(5) 当取引所に納入又は預託しなければならない金銭又は有価証券を、当取引所が定めるところにより納入又は預託しないときは、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(6) 第19条の規定による検査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、同条の規定による報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき、又は第44条第2項の規定による調査を拒否し、妨げ若しくは忌避したときは、1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は取引資格の取消し

(7) 第17条の規定による届出若しくは第18条の規定による報告をせず、又は虚偽の届出若しくは

報告をしたときは、1 億円以下の過怠金、戒告、6 か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は取引資格の取消し

(8) 前各号のほか、取引参加者が法令（取引参加者が外国法人であって金融商品取引業者である場合又は取引所取引許可業者である場合には外国金融商品取引法令、外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関である場合には銀行法（昭和56年法律第59号）及びその関係法令（以下「銀行法令」という。））、外国銀行である場合には銀行法令、外国銀行法令又は外国金融商品取引法令、保険会社である場合には保険業法（平成7年法律第105号）及びその関係法令（以下「保険業法令」という。）を含む。以下この条及び第39条において同じ。）、法令に基づいてする行政官庁の処分又は当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたときは、1 億円以下の過怠金、戒告、6 か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、取引参加者が法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反し、よって当取引所の信用を著しく失墜させたと認める場合には、当該取引参加者を審問のうえ、5 億円以下の過怠金、戒告、6 か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの処分を行うことができる。

3 前各項の規定による処分において、過怠金の賦課と当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は戒告は、併科することができる。

一部改正〔平成15年1月6日、平成15年1月14日、平成19年9月30日、平成19年11月1日、平成21年2月9日〕

（取引参加者に対する処置）

第35条 当取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該取引参加者を審問のうえ、理由を示して、当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限その他当取引所が必要かつ適当と認める処置を行うことができる。

(1) 第9条の規定による役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係の変更請求に応じないとき。

(2) 総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式会社についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式会社についての議決権を含む。）若しくは出資に係る議決権の過半数が当取引所の市場の運営にかんがみて適当でない認められる者によって保有されるに至ったとき又はその者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）となるに至ったとき。

(3) 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、取引参加者に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有する者が、当取引所の市場の運営にかんがみて適当でない認められるとき。

2 当取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該取引参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行うことができる。

(1) 資本金の額若しくは出資の総額（相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）又は純財産額（登録金融機関にあつては、純資産額）が3億円を下回ったとき。

(2) 金融商品取引業者について、自己資本規制比率が120パーセントを下回ったとき。

(3) 保険会社以外の登録金融機関について、海外事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセントを、海外事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が2パーセントを下回ったとき（外国銀行にあつては、これに準ずる場合で当取引所が必要と認めるとき）。

(4) 保険会社について、ソルベンシー・マージン比率が100パーセントを下回ったとき。

(5) 取引所取引許可業者について、保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況が前3号に

定める水準と同程度まで悪化したと当取引所が認めたとき。

(6) 取引所取引許可業者について、外国の金融商品取引所から有価証券の売買等の停止の処分を受けたとき。

- 3 当取引所は、取引参加者が支払不能となり又は支払不能となるおそれがあると認めるときは、当該取引参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行うことができる。
- 4 当取引所は、取引参加者が第17条第1号に掲げる事項について当取引所へ届出を行った場合又は同条第2号から第5号までのいずれかに掲げる事項に係る公告を行った場合（リモート取引参加者にあつては、同条第1号から第5号までのいずれかに掲げる事項について当取引所へ届出を行った場合）において、取引資格の喪失申請を行わないときは、当該取引参加者を審問のうえ、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行うことができる。
- 5 前2項の規定により当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受けた取引参加者は、清算・決済規程第58条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

一部改正〔平成14年4月1日、平成15年1月6日、平成15年1月14日、平成15年4月1日、平成18年5月1日、平成19年9月30日、平成21年2月9日〕

（取引資格が形骸化した場合の措置）

第36条 当取引所は、取引参加者が次の各号に該当することとなった場合には、当該取引参加者の取引資格の取消しを行う。

(1) 最近3事業年度において、当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行っていない場合（当該取引資格の取得日から3事業年度が経過していない場合を除く。）

(2) 当取引所の市場における有価証券の売買等を行うために必要な取引参加者端末装置等の設置又は人員の確保がなされていない場合

一部改正〔平成15年1月6日、平成15年1月14日、平成23年4月1日〕

（有価証券の売買等の停止等の処置の解除）

第37条 第35条の規定により、期間を定めないう有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受けた取引参加者は、その処置を受けた事由を除去したときは、それについての説明書を添付して、その処置の解除を申請することができる。

2 当取引所は、前項の申請に基づく処置の解除が適当であると認めるときは、その申請を承認する。

3 第35条の規定により、期間を定めないう有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止を受けた取引参加者が、その処置を受けた日から1年以内に、前項の承認を受けられないときは、当取引所は、当該取引参加者の取引資格を取り消すことができる。

一部改正〔平成15年1月6日、平成15年1月14日、平成19年11月1日〕

（処分又は処置に対する異議の申立て等）

第38条 第9条第1項ただし書及び第2項の規定は第34条又は第35条の審問について、第9条第3項及び第4項の規定は第34条の処分又は第35条の処置について、それぞれ準用する。

一部改正〔平成19年11月1日〕

（法令により処分を受けた取引参加者に対する措置）

第39条 取引参加者が法令により業務の全部若しくは一部の停止又は登録若しくは許可の取消しの処分を受けた場合には、当取引所は、直ちに当該取引参加者について、その処分の内容に応じ、当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しを行う。

一部改正〔平成15年1月6日、平成15年1月14日、平成19年9月30日、平成21年2月9日〕

(清算資格の取消し等を受けた取引参加者の有価証券の売買等の停止又は制限)

第39条の2 当取引所は、取引参加者がクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し又は債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を受けた場合には、当該措置の内容に応じ、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この条において同じ。)の停止又は制限を行う。

2 前項の取引参加者は、清算・決済規程第58条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、当取引所の市場における有価証券の売買等を行うことができる。

追加〔平成15年1月14日〕、一部改正〔平成16年2月2日〕

(指定清算参加者が清算資格の取消し等を受けた場合における非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限)

第39条の3 当取引所は、非清算参加者の指定清算参加者がクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し又は債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を受けた場合には、当該措置の内容に応じ、当該非清算参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行う。

2 前項の非清算参加者は、清算・決済規程第59条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

追加〔平成15年1月14日〕、一部改正〔平成16年2月2日〕

(指定清算参加者を指定していない場合の措置)

第39条の4 当取引所は、非清算参加者が指定清算参加者の指定をしていない場合(第24条の4第2項の規定に基づき指定清算参加者の指定をしていない場合及び指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の特例解約により指定清算参加者でなくなった場合を除く。)においては、当該非清算参加者の当該指定をしていない清算資格の種類に係る有価証券等清算取次ぎの委託(当該指定をしていない清算資格が現物清算資格である場合は、有価証券オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託を含む。)を停止する。

2 前項の場合において、指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の解約により指定清算参加者でなくなったときは、同項の規定にかかわらず、当該非清算参加者は、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものを解消するために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

3 前項の場合においては、それまで指定清算参加者であった者は、非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものの解消を行う範囲内において、なお当該非清算参加者の指定清算参加者とみなす。

追加〔平成15年1月14日〕、一部改正〔平成16年2月2日、平成20年6月16日、平成20年12月26日〕

(特例解約が行われた場合の措置)

第39条の5 当取引所は、非清算参加者が指定清算参加者の指定をしていない場合(指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の特例解約により指定清算参加者でなくなった場合に限る。)においては、当該非清算参加者の当該指定をしていない清算資格の種類に係る有価証券等清算取次ぎの委託(当該指定をしていない清算資格が現物清算資格である場合は、有価証券オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託を含む。)を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の非清算参加者は、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものを解消するため並びに信用取引に係る未決済勘定を解消するため必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

3 前項の場合においては、それまで指定清算参加者であった者は、非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものの解消並びに信用取引に係る未決済勘定の解消を行う範囲内において、なお当該非清算参加者の指定清算参加者とみなす。

追加〔平成20年12月26日〕

(処分、処置又は措置の通知等)

第40条 当取引所は、この章の規定（第39条の3を除く。）に基づき、処分、処置又は措置（有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの措置に限る。）を、総合取引参加者に対して行ったときは各取引参加者に、総合取引参加者以外の取引参加者に対して行ったときは各総合取引参加者及び当該取引参加者と同種の取引資格を有する各取引参加者に、その旨を通知する。

2 当取引所がこの章の規定に基づき取引参加者に対して行った処分、処置又は措置が、当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限である場合には、当該取引参加者は、当取引所が定めるところにより、その旨をその店頭等に表示しなければならない。

一部改正〔平成15年1月6日、平成15年1月14日〕

第41条 削除

一部改正〔平成15年1月6日、平成15年1月14日〕

（取引の信義則違反）

第42条 第34条第1項第8号に規定する取引の信義則に背反する行為とは、次に掲げる行為その他当取引所が規則により定める行為で、当取引所の市場の運営にかんがみて、当取引所の信用を失墜し、又は当取引所若しくは当取引所の取引参加者に対する信義に背反する行為をいう。

（1）当取引所の業務又は他の取引参加者の業務に干渉し又はこれを妨げること。

（2）有価証券の売買、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引又はこれらと類似の取引に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。

（3）株券を買い集め、その銘柄の株券の大量の所有者であることを利用して、その株券の発行会社の関係者に対し、その意に反して、当該株券を有利に売り付けること又はこれに類似する行為を目的とする者の計算による当該銘柄の株券の買付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）を行うこと。

一部改正〔平成15年1月6日、平成19年9月30日〕

（取引参加者に対する勧告）

第43条 当取引所は、取引参加者の業務又は財産の状況が、当取引所の市場の運営にかんがみて、適当でないと認めるときは、当該取引参加者に対し、適切な措置を講ずることを勧告することができる。

2 当取引所は前項の勧告を行った場合において必要があると認めるときは、当該取引参加者に対し、その対応について報告を求めることができる。

一部改正〔平成19年9月30日〕

第6章 仲介

（仲介）

第44条 有価証券の売買等及び有価証券の貸借その他の取引に関して取引参加者間に生じた紛争について、当事者である取引参加者から、当取引所が定めるところにより、仲介の申出があるときは、当取引所は、仲介を行うものとする。ただし、紛争が性質上仲介を行うのに適当でないと認めるとき、当事者が不当な目的でみだりに仲介の申出をしたと認めるとき又は当事者の一方が仲介に応じないときは、仲介を行わないことができる。

2 当取引所は、仲介を行う場合において、当事者である取引参加者に対し、仲介を行うために必要な事項について、調査することができる。

3 仲介申出手続、仲介方法その他仲介に関して必要な事項は、当取引所が規則により定める。

第7章 雑則

（自主規制業務の委託）

第44条の2 当取引所は、法第84条第2項に規定する自主規制業務のうち、次の各号に掲げる業務について、東京証券取引所自主規制法人（以下「自主規制法人」という。）に委託することができる。

（1）取引参加者の資格の審査

（2）取引参加者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査

（3）取引参加者が行う取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の

内容の審査

(4) 取引参加者に対する処分その他の措置に関する業務

- 2 取引参加者及び取引資格を取得しようとする者は、前項の規定により当取引所が自主規制法人に委託した業務については、自主規制法人が行う審査、調査、報告又は資料の提出の請求、検査及び審問等に応じなければならない。
- 3 当取引所は、第 1 項の規定により自主規制法人に委託した業務については、自主規制法人が行う審査又は調査等の結果に基づき承認又は処分その他の措置等を行うものとする。

追加〔平成19年11月1日〕

(信認金及び取引参加者保証金に関する事務の委任)

第45条 当取引所は、信認金及び取引参加者保証金に関し、当取引所が定める事務を、当取引所が指定する者に委任することができる。

- 2 取引参加者は、信認金及び取引参加者保証金の預託については、この規程に定めるほか、前項の事務に関して同項により指定する者が当取引所の承認を受けて定めるところによらなければならない。

一部改正〔平成15年1月14日〕

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第46条 有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買等を行う者とみなして第 3 条、第23条及び第23条の 2 の規定を適用する。

追加〔平成15年1月6日〕、一部改正〔平成15年1月14日、平成18年5月1日〕

(取引参加者に関する必要事項の決定)

第47条 当取引所は、この規程に定める事項のほか、当取引所の取引参加者に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

一部改正〔平成15年1月6日、平成15年1月14日〕

付 則

- 1 この規程は、平成13年11月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に正会員、国債証券先物取引等特別参加者、株価指数先物取引等特別参加者又は株券オプション取引特別参加者である者は、この規程施行の日（以下「施行日」という。）において、この規程第 6 条第 1 項の規定により、それぞれ、総合取引資格、国債先物等取引資格、株価指数先物等取引資格又は株券オプション取引資格の付与を受けた者とみなす。この場合において、この規程第 6 条第 2 項の規定（公告に係る部分に限る。）は適用しない。
- 3 前項の規定は、この規程施行の際、現に正会員、国債証券先物取引等特別参加者、株価指数先物取引等特別参加者又は株券オプション取引特別参加者である者が、この規程第 7 条に規定する取引参加者契約を締結すること、この規程第13条の取引参加者保証金として預託すべき額以上の金銭又はそれに相当する代用有価証券を平成13年10月31日までに預託すること及び清算・決済規程付則第 2 項の規定に基づき現物等清算資格、国債先物等清算資格及び株価指数先物等清算資格（同付則第 4 項の規定の適用を受けた場合にあつては、国債先物等清算資格を除き、同付則第 5 項の規定の適用を受けた場合にあつては、株価指数先物等清算資格を除く。）の付与を受けたものともみなされること（この規程施行の際、現に国債証券先物取引等特別参加者、株価指数先物取引等特別参加者又は株券オプション取引特別参加者である者にあつては、清算・決済規程付則第 2 項の規定に基づきそれぞれ国債先物等清算資格、株価指数先物等清算資格又は現物等清算資格の付与を受けたもの）とみなされること）を条件として、適用するものとする。
- 4 この規程施行の際、現にこの規程施行前の定款（以下「旧定款」という。）第10条（同第97条の11第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する会員代表者、国債証券先物取引等特別参加者代表者、株価指数先物取引等特別参加者代表者及び株券オプション取引特別参加者代表者である者は、この規程第 8 条第 1 項の規定により届出された取引参加者代表者とみなす。
- 5 この規程施行の際、現に旧定款第10条第 2 項ただし書（同第97条の11第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する代行者である者については、この規程第 8 条第 2 項ただし書の規定により届出された日常業務代行者とみなす。
- 6 この規程施行の際、現に旧定款第12条（同第97条の11第 1 項において準用する場合を含む。）に

規定する連絡事務所である営業所又は事務所については、この規程第10条の規定により届出された連絡事務所とみなす。

- 7 この規程施行の際、現に旧定款第16条の規定(同第97条の11第1項において準用する場合を含む。)により預託されている信託金は、この規程第12条の規定による信託金とみなす。
- 8 この規程施行の際、現に旧定款第21条(同第97条の11第1項において準用する場合を含む。)に規定する本所が定める場合に該当する場合は、この規程第18条の規定により当取引所に報告しなければならないものとする。
- 9 取引参加者が施行日前にした旧定款第50条第1項各号又は第2項(同第97条の11第1項において準用する場合を含む。)に該当する行為は、それぞれ、この規程第34条第1項各号又は第3項に該当する行為とみなして、これらの規定を適用する。
- 10 取引参加者が旧定款第55条(同第97条の11第1項において準用する場合を含む。)に規定する処分を施行日前に受けた場合は、この規程第39条に該当する処分とみなして、同条の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成14年2月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年1月6日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。
- 2 総合取引参加者は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)において現物清算資格を取得する予定である場合には、平成15年1月7日までに当取引所の定めるところにより当取引所に届出を行うものとする。
- 3 総合取引参加者は、施行日において現物他社清算参加者と清算受託契約を締結する場合には、第24条の6に規定する届出を平成15年1月7日までに行うものとする。
- 4 総合取引参加者が前2項に規定する届出を行わなかった場合には、当取引所は、当該総合取引参加者の当取引所の市場における現物等清算資格に係る有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。
- 5 当取引所は、前項の規定により有価証券の売買等の停止又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行った場合には、当該総合取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等で未決済のもの(現物等清算資格に係るものに限る。)の他の総合取引参加者へ引継ぎその他当取引所が必要と認める整理を行わせることができる。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年2月2日から施行する。
- 2 総合取引参加者及び国債先物等取引参加者は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)においてクリアリング機構の国債先物等清算資格を取得する予定である場合には、平成16年1月16日までにクリアリング機構の定めるところによりクリアリング機構に当該清算資格の取得の申請を行うものとする。
- 3 総合取引参加者及び株価指数先物等取引参加者は、施行日においてクリアリング機構の株価指数先物等清算資格を取得する予定である場合には、平成16年1月16日までにクリアリング機構の定めるところによりクリアリング機構に当該清算資格の取得の申請を行うものとする。
- 4 総合取引参加者及び株券オプション取引参加者は、施行日においてクリアリング機構の株券オプション清算資格を取得する予定である場合には、平成16年1月16日までにクリアリング機構の定めるところによりクリアリング機構に当該清算資格の取得の申請を行うものとする。
- 5 総合取引参加者及び国債先物等取引参加者は、施行日において国債先物等他社清算参加者と清算受託契約を締結する場合には、改正後の第24条の5に規定する届出を平成16年1月16日までに行う

ものとする。

- 6 総合取引参加者及び株価指数先物等取引参加者は、施行日において株価指数先物等他社清算参加者と清算受託契約を締結する場合には、改正後の第24条の5に規定する届出を平成16年1月16日までに行うものとする。
- 7 総合取引参加者及び株券オプション取引参加者は、施行日において現物他社清算参加者及び株券オプション他社清算参加者と清算受託契約を締結する場合には、改正後の第24条の5に規定する届出を平成16年1月16日までに行うものとする。
- 8 総合取引参加者（改正前の第24条の4第2項に規定する承認を受けている者を除く。）又は国債先物等取引参加者が、第2項に規定する申請及び第5項に規定する届出のいずれをも行わなかった場合には、当取引所は、当該取引参加者の当取引所の市場における国債先物等清算資格に係る有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。
- 9 総合取引参加者（改正前の第24条の4第3項に規定する承認を受けている者を除く。）又は株価指数先物等取引参加者が、第3項に規定する申請及び第6項に規定する届出のいずれをも行わなかった場合には、当取引所は、当該取引参加者の当取引所の市場における株価指数先物等清算資格に係る有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。
- 10 総合取引参加者（改正前の第24条の4第4項に規定する承認を受けている者を除く。）又は株券オプション取引参加者が、第4項に規定する申請及び第7項に規定する届出のいずれをも行わなかった場合には、当取引所は、当該取引参加者の当取引所の市場における株券オプション清算資格に係る有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。
- 11 当取引所は、前3項の規定により有価証券の売買等の停止又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行った場合には、当該取引参加者の当取引所の市場における当該停止に係る有価証券の売買等で未決済のもの他の取引参加者へ引継ぎその他当取引所が必要と認める整理を行わせることができる。

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 平成16年12月31日までにされた破産の申立てにより平成17年1月1日以後にされた破産の宣告については、破産手続開始の決定とみなす。

付 則

この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年12月12日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。ただし、第22条の3の改正規定は、同年10月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年5月21日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。ただし、第36条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年11月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年 1 月 1 日から施行する。ただし、第22条の 2 の改正規定は、平成19年12月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年 6 月 16日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年11月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年12月26日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年 1 月 5 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年 2 月 9 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年 3 月 23日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年11月24日から施行し、同日以後に、当取引所に対し第16条第 2 項に規定する申請又は第17条に規定する届出が行われるものから適用する。